



らくてんち ジュニアサッカースクール 入会規約

株式会社楽天地オアシス

2015年4月1日

第1条（名称および所在地）

本サッカー学校は、「らくてんちジュニアサッカー学校」（以下「当学校」という）と称し、株式会社楽天地オアシスが主催、監修、運営をし、本事務所を株式会社楽天地オアシス（東京都墨田区江東橋4-27-14）内に置きます。

第2条（目的）

当学校は、サッカー本来の楽しさを伝え、一貫した指導方針のもと個人の成長に伴ったスキルアップを目指すとともに、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条（構成）

当学校は、U-6（幼稚園年中・年長児）、U-9（小学校1・2・3年生）、U-12（小学校4・5・6年生）の3種類のクラスで構成します。

第4条（入会資格）

当学校に入会できる者は、本規約に賛同した者とし、心身ともに健全で当学校活動に支障がなく親権者の許可・承諾を受け、当学校が入会に適すると認められた者（以下「会員」という）とします。

第5条（入会）

1. 当学校に新規入会を希望する者は、指定の方法にて該当するクラスに申し込むものとします。
2. 入会の際は、入会金および2か月分の月会費を当学校指定の口座に振り込むものとし、諸手数料は会員負担とします。なお、振り込みの期限は入会届提出後1週間以内とし、期日までに入金の確認ができないときは、新規入会ができない場合があります。入金の確認ができた際に、入会手続きが完了となります。
3. 当学校入会にあたり特段の理由がない限り最低2か月間は在籍をするものとします。
4. 一旦支払われた入会金・更新料・月会費等につきましては、理由の如何を問わず返金できません。ただし、退会日翌日以降の月会費をあらかじめ支払っているときは、その返金に応じる場合があります。
5. 入会を希望する者およびその親権者は、所定の入会申込書・誓約書、健康診断書、口座振替依頼書に必要事項を記入捺印し、提出するものとします。記載事項に虚偽または故意の未記入欄があるときは、入会を認めない場合があります。
6. 入会時必要書類の不備等により口座開設が遅れた場合、口座開設完了までは、当月分の月会費を毎月5日（休業日の場合は前営業日）までに当学校指定の口座に振り込むものとし、振り込みにかかる手数料は会員負担とします。
7. その他、当学校が認めた場合に入会となります。

第6条（月会費等の支払方法）

1. 当学校の月会費等の支払方法は、原則として口座振替とし、当月分の月会費を毎月5日（銀行休業日の場合は前営業日）に登録口座から引き落とすものとします。
2. 口座振替の際、諸事情により引き落としができなかった場合、当月15日（休業日の場合は前営業日）までに当月分の月会費を学校指定の口座に振り込みをするものとし、振り込みにかかる手数料は会員負担とします。

第7条（健康の保持）

1. 当学校で必要と認められた場合は、いつでも会員に対してその健康状態を証明できる書類等の提出を求められるものとします。
2. 会員およびその親権者は、当学校活動に支障がないよう健康状態を保持することに努めるものとします。

第8条（届出事項の変更）

会員およびその親権者は、その住所、氏名、電話番号、連絡先等が変更になったときは、速やかに当学校に届け出るものとします。

第9条（活動期間・振替・練習中止）

1. 活動期間は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とします。
2. 当学校の活動は、公表した年間スケジュールに沿って行うものとします。ただし、やむをえない事情がある場合はスケジュールを変更することができるものとします。
3. 当学校は、雨天および気象庁が各種警報を発令した場合など、悪天候により学校の実施が危険と判断した場合は練習を中止します。なお、この際の振替についての決定および日程調整は、当学校に一任するものとします。

第10条（更新）

1. 会員から特段の申し入れがない場合、更新は自動更新とします。退会等を希望する場合は、更新の1か月前までに当学校指定の方法にて手続きを行うものとします。
2. 更新の際、所属クラスおよびコースは前年度のものを継続するものとします。ただし、新1年生および新4年生が更新をする場合は上

級クラスに移行するものとします。

3. 更新の際、4月分の月会費と合わせて年間更新料 1,000 円（別途消費税）を口座振替にて引き落します。

第 11 条（休会）

1. 会員は当スクールに所定の休会届を提出することにより、スクールを休会することができます。
2. 休会をした場合は、当該休会月は月会費ではなく休会費として月額 1,000 円（別途消費税）を口座振替により支払うものとします。
3. 前月にさかのぼっての休会申請を行うことはできません。
4. 休会を希望する者は、所定の届出用紙を口座振替の 10 営業日前（土日祝は除く）までに当スクールに提出した場合、翌月から休会することができるものとします。
5. 10 営業日前（土日祝を除く）を過ぎて休会届を提出した場合は、翌月から休会することができますが、当スクールは翌月分月会費の口座振替を行ったのち、休会費および諸手数料を控除した金額を登録口座に返金するものとします。
6. 休会した会員が復帰を希望する場合は、所定の届出用紙により当スクールの承認を得るものとし、承認を得た日から復帰することができるものとします。
7. 連続して3か月以上休会した場合は自動退会となります。

第 12 条（退会）

1. 退会を希望する者は、所定の届出用紙を口座振替の 10 営業日前までに当スクールに提出した場合、当月末に退会することができるものとします。
2. 10 営業日前を過ぎて退会届を提出した場合、当月末に退会することができますが、当スクールは翌月分月会費の口座振替を行ったのち、諸手数料を控除した金額を登録口座に返金するものとします。

第 13 条（休校・閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休校もしくは閉鎖することができるものとします。

第 14 条（除名）

会員およびその親権者が、次の各事項のいずれかに該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

- (1) 当スクールの名誉と品格を毀損したとき、または他の会員・スタッフに対して迷惑となる行為があったとき。
- (2) 当スクールの規約およびその他のルールに違反したとき、または違反したと判断したとき。
- (3) 入会・更新に必要となる費用を滞納し、当スクールから催促を受けたにもかかわらず支払われないとき。
- (4) 月会費を 3 か月滞納し、当スクールから催促を受けたにもかかわらず支払われないとき。

第 15 条（スクール参加について）

当スクールより指定がない限り、スクールへは現地集合・解散となります。なお、当スクール参加に際しては安全に心がけ公共交通機関でのルールを遵守し、スクール終了後は速やかに帰宅するものとします。

第 16 条（クラス・コース変更）

クラス・コース変更は月単位とし、所定の届出用紙により毎月 1 日から 15 日までに当スクールに変更届を提出した場合は、翌月 1 日からクラス変更をすることができるものとします。また、16 日から月末までに変更届を提出した場合は、翌々月からクラス変更することができるものとします。ただし、変更希望クラスがすでに定員に達しているときは、変更できない場合があります。

第 17 条（免責事項）

当スクールにおける盗難、傷害、その他の事故について、当スクールが責任を負う場合であっても、当スクールに故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は当スクールが加入しているスポーツ安全傷害保険の賠償額を限度とします。

第 18 条（保険）

1. 会員は入会手続き終了後、スポーツ安全傷害保険に加入するものとします。加入手続きは当スクールが行い、保険料は当スクールが負担するものとします。なお、障害事故の場合における補償は、加入する保険会社の約款通りとなります。
2. 保険の適用は、加入手続き完了後からとなります。
3. 加入手続き完了までの傷害事故について、当スクールは責任を負わないものとします。

第 19 条（肖像の使用と個人情報保護）

当スクールの広告宣伝についてのみ、会員および親権者等の肖像を使用させていただきます。それ以外の個人情報の利用につきましては、弊社社内規程に基づき取り扱います。

第20条（付則）

当スクールは必要に応じ、随時本規約および各種費用等を変更・改定することができるとともに、規約内で定められていない事項について付則およびそれに準ずるものを定めることができるものとします。なお、本規約を変更・改定したときは速やかに会員に対して告知するものとし、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後または新会員規約を送付後にスクールに参加した会員は、本規約の変更事項および新会員規約を承認したものとみなします。

2011年6月 1日 制定

2014年3月25日 改定

2015年4月 1日 改定